

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月13日
【会社名】	株式会社SBI新生銀行
【英訳名】	SBI Shinsei Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者 川島 克哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【電話番号】	03-6880-7000（代表）
【事務連絡者氏名】	グループ財務管理部統轄次長 平山 實
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

2025年11月13日の当行取締役会決議において、欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における当行普通株式の売出し（以下「海外売出し」という。）の実施を承認する旨が決議され、これに従って海外売出しが開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株式の種類

当行普通株式

(2) 売出株式数

89,355,000株（予定）

（注） 海外売出しと同時に、当行の株主であるSBIホールディングス株式会社が保有する当行普通株式43,645,000株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われる予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は133,000,000株であり、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し43,645,000株、海外売出し89,355,000株の予定ですが、その最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2025年12月8日）に決定される予定です。また、総売出株式数については、2025年12月1日に予定される取締役会決議において変更される可能性があります。

(3) 売出価格

未定

（需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月8日に決定される予定であります。）

(4) 引受価額

未定

（需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月8日に決定される予定であります。なお、引受価額とは、下記(8)記載の売出人が下記(9)記載の引受人より1株当たりの買取金額として受け取る金額をいいます。）

(5) 売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。1単元の株式数は、100株となります。

(7) 売出方法

下記(9)記載の引受人に海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせます。

(8) 売出人の名称

SBIホールディングス株式会社

(9) 引受人の名称

Nomura International plc（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
SBI International Limited（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
Goldman Sachs International（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
Merrill Lynch International（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
Mizuho International plc（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）
SMBC Bank International plc（共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナー）

(10) 売出しを行う地域

欧州及び米国を中心とする海外市場（但し、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）

(11) 受渡年月日

2025年12月17日

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称
株式会社東京証券取引所

(13) その他の事項

(イ) 当行の発行済株式総数及び資本金の額（2025年11月13日現在）

発行済株式総数	普通株式	840,000,000株
資本金の額		140,000百万円

(ロ) 海外売出しと同時に、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）及び引受人の買取引受けによる国内売出しが行われる予定であります。需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しとは別に、33,300,000株を上限として、野村證券株式会社が当行の株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「貸株人」という。）から借入れる当行普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

なお、当行は、上記の国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しについて関東財務局長に対して本日付で^{有価証券届出書}を提出しております。

また、国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しも中止されます。また、海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しは中止されます。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、株式会社SBI証券、みずほ証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及びBofA証券株式会社であります。

安定操作に関する事項

該当事項はありません。

以上